

岩手県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
日本調剤矢巾薬局	紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割114番地1	紫波郡矢巾町医大通二丁目4番3号	令和元年6月29日